

山梨学院大学大学院被災学生への見舞金支給規程

(2023年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院の学生及び当該学生の生計維持者が災害により被災した場合、見舞金を支給することを目的とする。

(適用)

第1条 この規程は、自然災害及びそれに準ずる被害に遭った場合に適用する。

(申請)

第3条 被災者等は、第2条に規定する災害に遭った場合、申請書（原則として公的機関の発行する被災に関する証明書を添付）を大学の学生センター学生課（以下、「学生課」という）に提出する。

(見舞金)

第4条 見舞金は5万円を限度とし、大学の学生センター責任者の審査後に研究科長への報告を経て学長が決定する。

(適用停止)

第5条 広域災害により申請者が多数生じた場合は、本規程を適用しないことがある。

(事務)

第6条 被災学生への見舞金支給に関する事務は、大学の学生センター学生課が行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

2 この規程の制定により、従前の「山梨学院被災学生への見舞金支給規程」（平成13年制定）は、これを廃止する。